

# 化学災害又は生物災害時における消防機関が行う 活動マニュアルの改正骨子(案)

# H28年度化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアルの主な改正について

## 序章 本マニュアルの利用上の留意

### 第1節 対象となる

### 第2節 対象災害の

#### 第1 化学災害

#### 第2 生物災害(バイオハザード)

## 第1章 消防活動の基本

### 第1節 消防活動の主眼

### **第2節 消防活動の流れ**

### 第3節 消防活動における基本的事項

#### 第1 区域の区分

#### **第2 防護措置の区分**

#### **第3 区域ごとの防護措置と消防活動**

#### 第4 活動時の合図要領

## 第2章 消防本部の通信指令部署の対応及び消防対策本部の設置

### 第1節 通信指令部署の対応

#### 第1 119 番受信から出動指令まで

#### **第2 出動消防部隊の規模とその確保方策**

### 第2節 消防本部における化学災害又は生物災害時の対策本部の設置

#### 第1 消防対策本部の役割

#### 第2 関係機関との調整内容

#### 第3 メディア対応

## 第3章 化学災害又は生物災害時における消防活動

### **第1節 消防部隊の活動範囲と消防活動**

### 第2節 消防活動の実施要領

#### 第1 出動から現場到着まで

#### **第2 現場管理・区域設定**

#### 第3 ホットゾーンでの活動

#### **第4 ウォームゾーンでの活動**

#### **第5 コールドゾーンでの活動**

#### **第6 最先着隊がレベル D 活動隊であった場合の活動**

## 参考 関係機関 URL

## 第4章 除染活動

### 第1節 除染

### 第2節 除染剤の種類

#### 第1 さらし粉(5%除染液)

#### 第2 次亜塩素酸ナトリウム

#### 第3 石鹼等(アルカリ石鹼水、中性洗剤)

### 第3節 除染の分類

#### 第1 乾的除染

#### 第2 水的除染

### 第4節 化学災害又は生物災害時の除染活動

#### 第1 化学災害

#### 第2 生物災害

#### 第3 除染活動要領

#### 第4 環境除染

#### 第5 使用資機材等の除染

#### 第6 活動隊員の除染

#### 第7 汚水処理

### 第5節 専用の資機材がない場合の除染

#### 第1 目的

#### 第2 除染方法の具体例

## 第5章 隊員の安全・体調・健康管理

### 第1節 化学災害又は生物災害活動中の隊員の安全管理

### 第2節 化学災害又は生物災害活動中の隊員の体調管理

#### 第1 化学災害又は生物災害活動中の体調管理の留意事項

#### 第2 水分補給

#### 第3 脱水症

### 第3節 化学災害又は生物災害に携わった隊員のケア

#### 第1 化学災害又は生物災害の活動後における健康管理

#### 第2 惨事ストレスによるストレス反応と惨事ストレスケア

#### 第3 消防庁における惨事ストレス対策

## 別記様式 活動チェックシート及び各種様式 ←※本文の改正に合わせた内容の見直し

資料1 天然痘の発症者(疑いを含む。)の対応

資料2 2016 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (緊急時応急措置指針)

※第3回検討会で協議

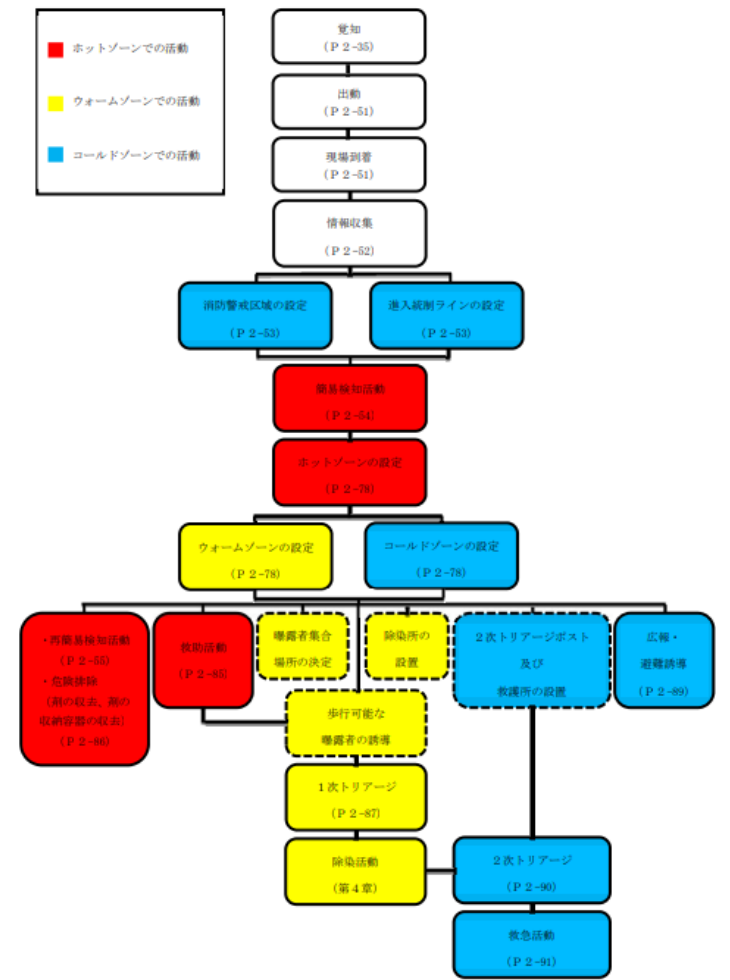
※最新版(2020年)に変更→

# 消防活動の流れ

消防本部の規模等によっては、段階的又は部分的な活動となる場合もあるほか、着手すべき優先順位が変わってくる可能性があるものの、各ゾーンでの活動は並行して実施されることが理想と考えられるため、並列的な活動の流れに見直す。

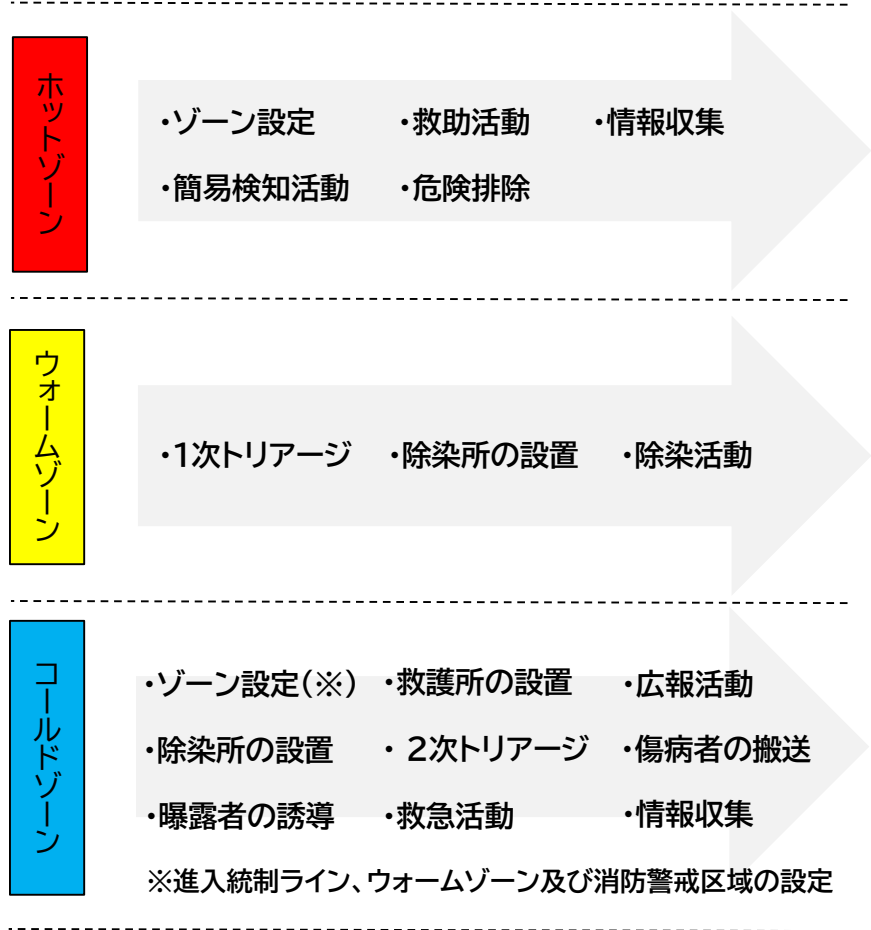
## 【現行】

■各活動が段階的に実施される流れとなっている。(同時進行で着手可能又は着手すべき活動が順を追って活動する流れである。)



## 【改正案】

■各ゾーンにおける活動が並列的に実施される流れとする。  
※消防活動の流れのイメージ図は、引き続き協議する。



## 防護措置の区分

現行の化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル(以下「現行 マニュアル」という。)の策定以降、防護規格の改正や国際的な動向を踏まえて防護措置の区分を見直す。

【現行】 ■各防護措置に対して、該当する国際基準等を示している。

### ■レベルA防護措置

区分:陽圧式化学防護服(自給式呼吸器内装形気密服)

【国際基準等】

- ・ISO(国際標準化機構が定める規格):タイプ1a
- ・JIS T 8115:2010(日本産業規格):タイプ1a
- ・EN規格(EU域内における統一規格): EN943-1  
EN943-2
- ・NFPA規格(全米防火協会が定める規格):NFPA1991



### ■レベルB防護措置

区分:化学防護服(液体防護用密閉服)

【国際基準等】

- ・ISO(国際標準化機構が定める規格):タイプ3
- ・JIS T 8115:2010(日本産業規格):タイプ3
- ・EN規格(EU域内における統一規格): EN943-1  
EN943-2
- ・NFPA規格(全米防火協会が定める規格):NFPA1994



### ■レベルC防護措置

区分:化学防護服(浮遊固体粉じん及びミスト防護用密閉服)

【国際基準等】

- ・ISO(国際標準化機構が定める規格):タイプ5、6
- ・JIS T 8115:2010(日本産業規格):タイプ5、6
- ・EN規格(EU域内における統一規格): EN14605
- ・NFPA規格(全米防火協会が定める規格):NFPA1992



### ■レベルD防護措置

区分:防火衣、作業服、雨合羽等

【国際基準等】

該当なし



## 【改正案】

■各防護装置の国際基準等を最新規格に変更するとともに、レベルA防護措置の規格を新に追加する。

### ■レベルA防護措置

区分:レベルA防護措置(気密服)

【国際基準等】

- ・ISO(国際標準化機構が定める規格):タイプ1a、1b
- ・JIS T 8115:2010(日本産業規格):タイプ1a、1b
- ・EN規格(EU域内における統一規格): EN943-1  
EN943-2
- ・NFPA規格(全米防火協会が定める規格):NFPA1990(NFPA1991)  
NFPA1994 クラス1



### ■レベルB防護措置

区分:レベルB防護措置(液体防護用密閉服)

【国際基準等】

- ・ISO(国際標準化機構が定める規格):タイプ3
- ・JIS T 8115:2010(日本産業規格):タイプ3
- ・EN規格(EU域内における統一規格):EN14605
- ・NFPA規格(全米防火協会が定める規格):NFPA1990(NFPA1992)  
NFPA1994 クラス2



### ■レベルC防護措置

区分:レベルC防護措置(浮遊固体粉じん及びミスト防護用密閉服)

【国際基準等】

- ・ISO(国際標準化機構が定める規格):タイプ5、6
- ・JIS T 8115:2010(日本産業規格):タイプ5、6
- ・EN規格(EU域内における統一規格): EN13982-1  
EN13034
- ・NFPA規格(全米防火協会が定める規格):NFPA1994  
クラス3、4



### ■レベルD防護措置

区分:レベルD防護措置・防火衣、作業服、感染防止衣等

【国際基準等】

該当なし



# 区域ごとの防護措置の選択と消防活動

「原因物質が推定できるまで」又は「原因物質が推定可能な場合(推定後)」の各区域における防護措置は、発災からの時間経過、発災場所、ガス・蒸気等の拡散又は滞留、被災者(傷病者)の人数・症状等を踏まえて、総合的に判断すべきであるため、現場の環境等に応じて防護措置を決定できるよう見直す。(生物災害除く。)

## 【現行】

- 原因物質推定前は、各ゾーンに応じて、防護レベルを決定する。
- 化学災害において原因物質推定後は、一部、レベルB活動隊での活動区域が拡大するが、原因物質推定前同様、各ゾーンに応じて、防護レベルを決定する。

～原因物質が推定できるまでの区域ごとの防護措置と消防活動～

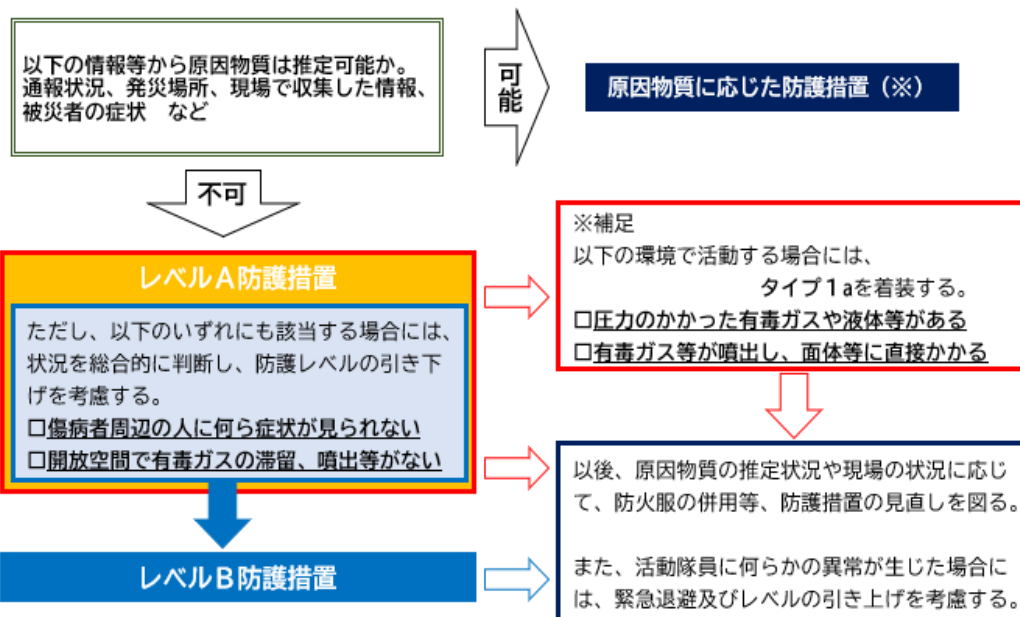
区域(ゾーン)	レベル別活動隊(防護措置)	活動項目
ホットゾーン	レベルA活動隊 (レベルA防護措置を講じた隊をいう。以下同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易検知活動</li> <li>ホットゾーンの設定</li> <li>救助活動</li> <li>危険排除(剤の取去、剤の収納容器等の取去)</li> </ul>
ウォームゾーン	レベルB活動隊 (レベルB防護措置を講じた隊をいう。以下同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウォームゾーンの設定</li> <li>歩行可能な傷病者の誘導</li> <li>1次トリアージ</li> <li>除染活動</li> </ul>
コールドゾーン	レベルC活動隊 (レベルC防護措置を講じた隊をいう。以下同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>消防警戒区域及びコールドゾーンの設定</li> <li>進入統制ラインの設定</li> <li>広報・避難誘導</li> </ul>
	レベルD活動隊 (防護措置を講じない隊をいう。以下同じ。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次トリアージ</li> <li>救急活動</li> </ul>

～レベル別活動隊の活動範囲と消防活動～

区域	レベル別活動隊		
	原因物質推定前(発生が疑われる場合を含む。)	原因物質推定後	
ホットゾーン	レベルA活動隊	化学災害	レベルA活動隊
		生物災害	レベルC活動隊
ウォームゾーン	レベルB活動隊	化学災害	レベルB活動隊
		生物災害	レベルD活動隊
コールドゾーン	レベルC活動隊	化学災害	レベルC活動隊
		生物災害	レベルD活動隊

## 【改正案】

- 原因物質推定前は、原則として現行同様にレベルA防護措置とするが、傷病者の症状や活動環境によって、防護レベルを下げることも考慮する。
- 化学物質からの曝露危険が高い場合は、防護レベルを上げることも考慮する。
- 活動を継続する中で、現場の状況に応じて防護レベルを見直す。



※原因物質に応じた防護措置とは、原因物質の量・濃度・毒性・皮膚吸収の有無等から適切と考えられる防護レベルを講じることをいう。また、防護措置を判断するにあたって、原因物質以外にも、発災場所(屋内又は屋外)、換気の可否、傷病者の人数・症状等も踏まえた上で、隊員の安全性を十分に確保でき、かつ効率よく活動ができる防護措置の選定に努めること。

# 出動消防部隊の規模とその確保方策

各ゾーンにおける活動項目に対して、必要とされる人員、資機材等を確保することが理想とされるが、消防本部の規模によって、出動規模、保有資機材等が異なる。そのため、管轄消防本部で可能な限り消防活動体制を構築するとともに、必要に応じて、県内応援隊や緊急消防援助隊の出動を要請し、災害対応にあたる。

## 【現行】

- 「少数又は想定程度」の曝露者数に応じた最低限必要とされる人員及び資機材を示す。
- 緊急消防援助隊等を要請するような災害では、特殊な車両や資機材が必要である旨を示すとともに、補足として無償使用制度を活用して配備した資機材を紹介する。

### ～曝露者が少数の場合に最低限必要となる消防部隊～

区域	活動項目	消防部隊	隊数	隊員数	主な必要資機材
ホットゾーン	簡易検知活動	救助隊	1隊	5人	化学剤検知器 生物剤検知器 放射線測定器 個人警報線量計 可燃性ガス測定器
	ホットゾーンの設定				
	危険排除				
	救助活動	救助隊	1隊	5人	
ウォームゾーン	ウォームゾーンの設定	消防隊	1隊	5人	除染シヤワー
	歩行可能な曝露者の誘導				
	除染活動				
コールドゾーン	情報収集	指揮隊	1隊	3人	救護所用資機材
	進入統制ラインの設定	消防隊	1隊	5人	
	消防警戒区域及びコールドゾーンの設定				
	広報・避難誘導				
	救急活動				
合計			7隊	31人	

### ～相当程度の曝露者に対応するために必要となる消防部隊～

区域	活動項目	消防部隊	隊数	隊員数	主な必要資機材
ホットゾーン	簡易検知活動	救助隊	1隊	5人	化学剤検知器 生物剤検知器 放射線測定器 個人警報線量計 可燃性ガス測定器 酸素濃度測定器 有毒ガス測定器
	ホットゾーンの設定	救助隊	1隊	5人	
	危険排除	救助隊	1隊	5人	
	救助活動	救助隊	1隊	5人	
ウォームゾーン	ウォームゾーンの設定	消防隊	1隊	5人	除染シヤワー 除染テント
	歩行可能な傷病者の誘導	消防隊	1隊	5人	
	集合管理 (生物災害時に限る。)				
コールドゾーン	1次トリアージ	消防隊	1隊	5人	救護所用資機材
	除染活動	消防隊	1隊	5人	
	情報収集	指揮隊	1隊	3人	
	進入統制ラインの設定	消防隊	1隊	5人	
	消防警戒区域及びコールドゾーンの設定	消防隊	1隊	5人	
	広報・避難誘導	消防隊	1隊	5人	
	2次トリアージ	救急隊	1隊	3人	
	救急活動	救急隊	1隊	3人	
合計			14隊	64人	

### ～消防庁が配備した化学剤検知器等～

<ul style="list-style-type: none"> <li>● ChemPro100</li> <li>① 性能 化学剤を検知して瞬時に警報を発することができる化学剤検知器。検知原理は、IMS法を採用。</li> <li>② 主な検知可能対象物 サリン、ソマン、タブン、シクロサリン、VXガス、マスタードガス、ルイサイト、シアン化水素、塩化シアン、他一般化学物質</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● FP-100</li> <li>① 性能 化学剤又は有害工業ガスを検知し、濃度傾向の表示及び警報を発する。</li> <li>② 主な検知可能対象物 シアン化水素、クロシアン、アルシン、ホスゲン、塩素、ルイサイト</li> </ul>	

## 【改正案】

- 抽象的な表現のみならず、消防本部に対してどのような状況であれば、「少数又は多数」の曝露者と判断すべきなのかを示す。
- 緊急消防援助隊等を要請について、「NBC災害即応部隊の創設により、「NBC災害における緊急消防援助隊の運用計画」を参考にすることを加える。
- 無償使用制度を活用して配備した資機材は、今後も最新の資機材に更新されることも考慮し、各資機材の特性を示すのではなく、検知活動時の参考となるように「検知資機材の検知原理の特性等」を示す。

### ～曝露者が多数の場合に出動することが望ましい

#### 消防部隊の規模【例】～

区域	活動項目	消防部隊	隊数	隊員数			
ホットゾーン	検知活動	救助隊	2隊	10人			
	ホットゾーンの設定						
	救助活動						
コールドゾーン	情報収集	消防隊	2隊	8人			
	広報・避難誘導						
	2次トリアージ・救急活動				救急隊	3隊	15人
	合計						14隊

◆モデル消防本部の出動部隊を参考として、規模を示す。  
また、活動体制構築の可否は消防本部の規模によって差異があるため、災害対応にあたり、あくまで「出動することが望ましい」といった扱いとする。  
※曝露者多数の場合も同様とする。

検知専用機材(例)	検知原理	検知対象
	IMS (イオンモビリティスペクトロメリー) 方式	気体
LCD3.3 / ChemPro100	イオンの大きさ(衝突断面積)による移動度の違いを利用して識別する。(大きいイオンは検知部に遅く到達し、小さいイオンは、より早く検知部に到達する。)	
	赤外分光方式	固体、液体
	試料に赤外光を照射し、反射した光を測定することで赤外吸収スペクトルを取得し、ライブラリと比較して物質を特定する。	

◆化学剤検知器(同定装置含む)は、複数の検知原理があり、それぞれの検知原理に特性(メリット、デメリット)があるほか、活用シーンも変わってくるため、特性等を一覧にまとめて示す。

### NBC災害即応部隊の基本的な編成

NBC災害に対応する特殊資機材を積載した車両により編成  
(既に都道府県大隊に登録されている隊を再編)

#### 指揮隊(指揮車)

#### 特殊災害小隊(検知器等積載車)

#### 特殊災害小隊(除染テント等積載車)

#### その他の小隊(水槽車等)



全国の大規模消防本部に配置  
54部隊登録(令和5年4月1日現在)

NBC災害時の運用計画に基づき、  
消防庁長官から直接、市長等に出動  
を指示し、30分以内に迅速出動

◆大規模なBC災害では、平成31年4月1日からNBC災害に特化した部隊として運用を開始した「NBC災害即応部隊」の要請も考慮するよう追記する。

# 消防部隊の活動範囲と消防活動

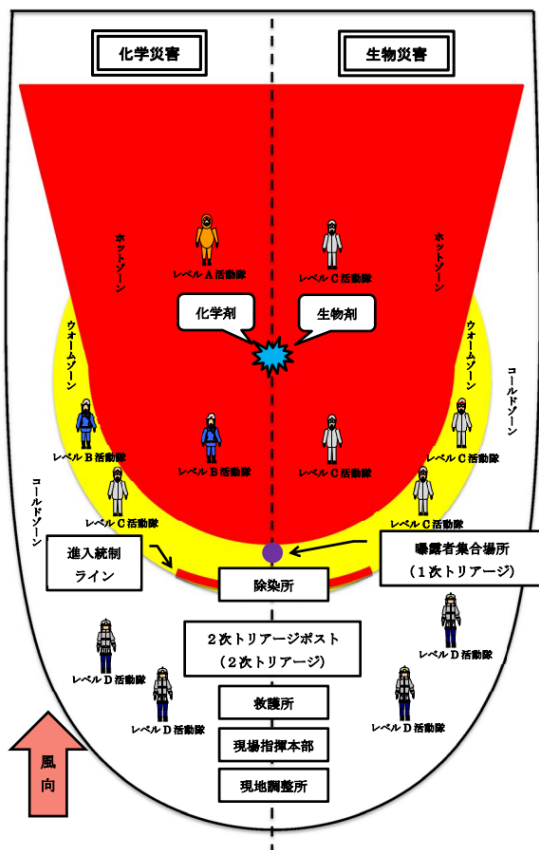
※「区域ごとの防護措置の選択と消防活動」同様の考え方とする。

「原因物質が推定できるまで」又は「原因物質が推定可能な場合(推定後)」の防護レベルに応じた活動範囲は、発災からの時間経過、発災場所、ガス・蒸気等の拡散又は滞留、被災者(傷病者)の人数・症状等を踏まえて、総合的に判断すべきであるため、現場の環境等に応じて各レベルの活動範囲を決定できるよう見直す。(生物災害除く。)

## 【現行】

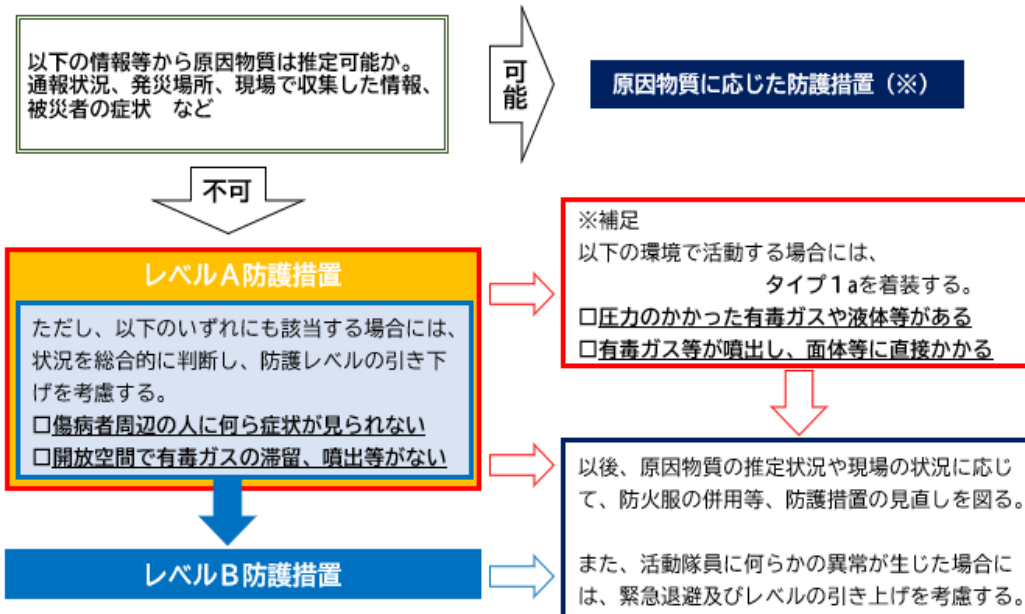
- 原因物質推定前は、最高レベルとなるレベルA防護措置での活動とする。
- 「第1章 第2節 第3 区域ごとの防護措置と消防活動」同様に、化学災害において原因物質推定後は、一部、レベルB活動隊での活動区域が拡大するが、原因物質推定前同様、各ゾーンに応じて、防護レベルを決定する。

～化学災害又は生物災害時(原因物質が推定できた後)のレベル別活動隊の活動範囲のイメージ図(屋外)～



## 【改正案】

- 通報情報や現場の環境、被災者の症状等から防護レベルを決定し、防護レベルに応じて活動範囲を決定する。
- 活動を継続する中で、現場の状況に応じて防護レベルを見直す。



※原因物質に応じた防護措置とは、原因物質の量・濃度・毒性・皮膚吸収の有無等から適切と考えられる防護レベルを講じることをいう。また、防護措置を判断するにあたって、原因物質以外にも、発災場所(屋内又は屋外)、換気の可否、傷病者の人数・症状等も踏まえた上で、隊員の安全性を十分に確保でき、かつ効率よく活動ができる防護措置の選定に努めること。

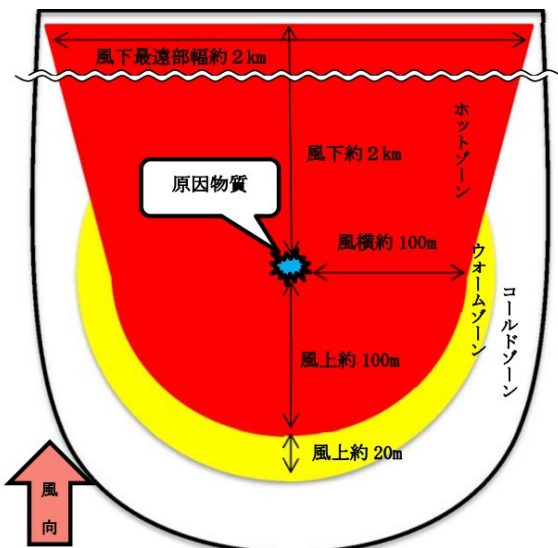
# 現場管理・区域設定

区域設定は、発災からの時間経過、発災場所、原因物質の性状・濃度、被災者(傷病者)の人数・症状等を踏まえて、現場に応じた各ゾーンの範囲、距離等を決定する必要があるため、距離の例示を撤廃したイメージ図に見直す。

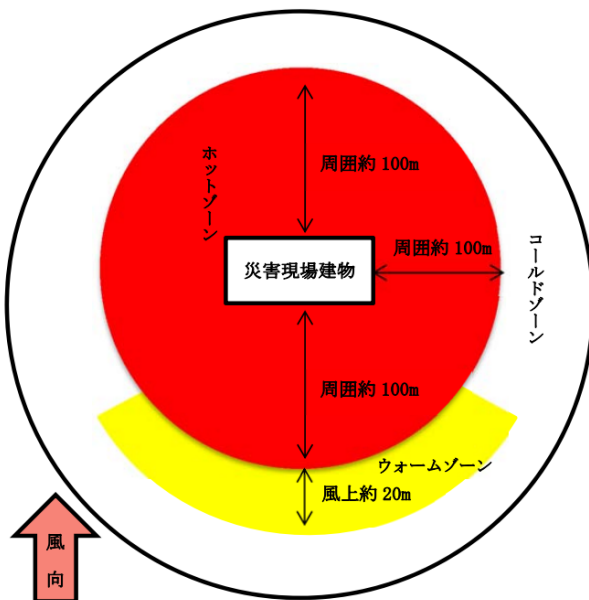
## 【現行】

■原因物質推定前は、「原因物質又は災害現場建物の周囲」から約100m～2kmの範囲でホットゾーンを設定し、約20mの範囲でウォームゾーンを設定することを参考としている。ただし、現場の状況によって、範囲は変化することも示している。

～屋外における区域設定(ゾーニング)のイメージ図～



～屋内における区域設定(ゾーニング)のイメージ図～



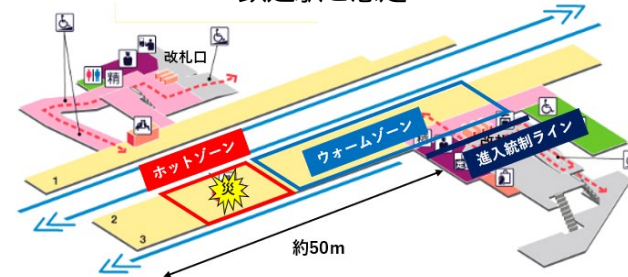
## 【改正案】

■発災場所ごとにゾーニング範囲をイメージできるように複数のパターンを例示する。  
 ■災害の進展、活動の効率化等を考慮したうえで、必要に応じて、ゾーニングの変更、修正すべきことを文章に加えて図示する。

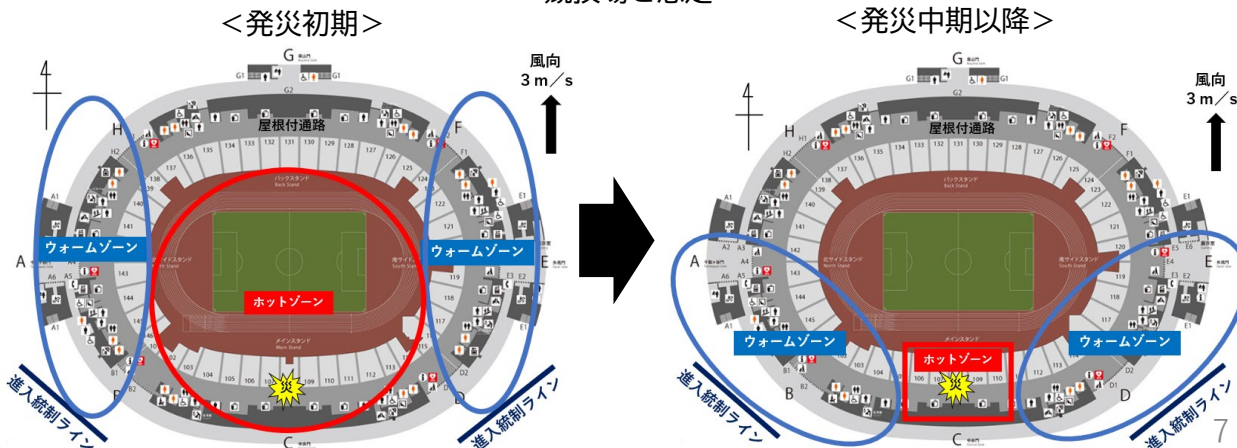
～一般住宅を想定～



～鉄道駅を想定～



～競技場を想定～





# ウォーム/コールドゾーン、レベルD隊での活動

災害現場には、高齢者、身体障害者、幼児、訪日外国人など様々な方が居合わせているため、年齢、身体的特徴等に左右されず、かつ多くの方に確実に情報を伝達する必要がある。そこで、より効果的な情報伝達要領を示せるようにピクトグラム活用のほか、一部の化学剤の拮抗薬となる「神経剤解毒剤自動注射器」の使用についても追記する。

## 【現行】

■拡声器のほか、車両の機能(クラクションや赤色警光灯等)を活用して情報を伝達し、避難誘導等を実施する方法としている。

### ホットゾーンでの活動

- ・1人以上で隊員の誘導、簡易検知活動及び安全管理を行うとともに、2人以上で担架搬送を行い、合計3人以上で活動を行うことを基本とする。
- ・陽圧式化学防護服装着時の曝露者の呼吸状態の観察方法の1つとしてティッシュ等の軽い物を倒れている人の鼻に当て呼吸状態を確認する方法がある。
- ・多数の被災者に対して効果的な救助活動ができるようにショートピックアップを高所するなど

### ウォームゾーンでの活動

- ・ホットゾーンにおいて曝露した可能性のある歩行可能な者をウォームゾーンに設定した曝露者集合場所まで誘導する。

### コールドゾーンでの活動

- ・他機関と連携して、広報車、拡声器等を使用し、避難場所への誘導及びコールドゾーン(消防警戒区域)からの退去を指示する。
- ・その他、避難方向の指示を土地勘のない人や、子供やお年寄り等の人たちのために〇〇方向(側)だけでなく、「赤色回転灯が回転している消防車の方向へ」、「クラクションを5秒間鳴動させますのでクラクションの方向へ」など子供や目の不自由な者等にも避難しやすいような工夫をする。

### 最先着隊がレベルD活動隊であった場合の活動

- ・気分が悪くなっている者等が確認できた場合には、安易に接触せず、進入統制ラインより危険側に曝露者の集合に適当な場所を指定し、拡声器等によりその場所へ移動させる。
- ・進入統制ラインより風下側に関係者等がいる場合は、車載マイク等で風上側へ避難誘導の指示を行う。

## 【改正案】

- 要配慮者(高齢者、乳幼児、障害者、訪日外国人など)を含む多くの人に対して、分かりやすく、かつ効果的に情報を伝えるために、災害対応ピクトグラムなどを活用することも考慮する。
- R3年度解毒剤自動注射器の運用に関する報告書(救助技術の高度化等検討会)に基づき、解毒剤自動注射器の使用について追記する。

### ホットゾーンでの活動

※現行の実施要領に加えて以下を追記

- ・神経剤等の化学物質による化学災害等に対する解毒剤自動注射器の使用を考慮する。

### ウォームゾーンでの活動

※現行の実施要領に加えて以下を追記

- ・歩いてこちらへ(Walk here.)
  - ➡移動先(集合場所等)へ誘導する。
- ・服を袋へ(Put clothes in bag.)
  - ➡脱衣して袋の中に衣服を入れる。
- ・ポンチョを着る(Were a poncho.):1次トリアージ
  - ➡脱衣又は除染完了後にポンチョに着替える。
- ・神経剤等の化学物質による化学災害等に対する解毒剤自動注射器の使用を考慮する。

### コールドゾーンでの活動

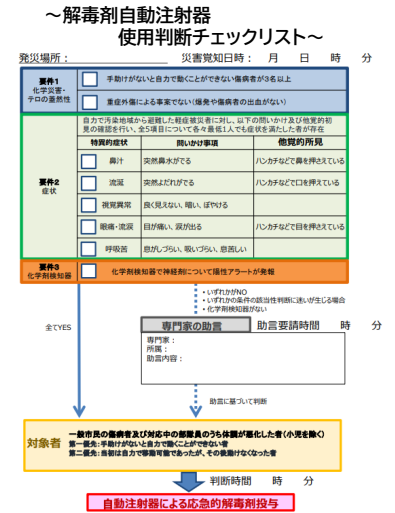
※現行の実施要領に加えて以下を追記

- ・歩いてこちらへ(Walk here.)
- ・タグをつける(Put on tag.):2次トリアージ
  - ➡トリアージ後に手首にトリアージタグを付ける。
- ・神経剤等の化学物質による化学災害等に対する解毒剤自動注射器の使用を考慮する。

### 最先着隊がレベルD活動隊であった場合の活動

※現行の実施要領に加えて以下を追記

- ・歩いてこちらへ(Walk here.)
- ・服を袋へ(Put clothes in bag.)
- ・ポンチョを着る(Were a poncho.)



## 除染活動

「MED-ACT:CBRNEテロ対策医療・救護支援ツール」の化学テロにおける病院前活動(テロ現場対応者向け)や、英国のロバート・チルコット教授等がまとめた除染のガイドラインである「PRISM」などを参考として、共通する項目、除染のあり方や考えについて、現行のマニュアルと比較し、必要とされる内容を反映させて、より実践的な除染活動に見直す。

### 【現行】

- 除染順序をあらかじめ定めているのではなく、汚染状況によって、除染要領を決定する。
- 曝露者の状態、性別、除染方法に応じて、除染ラインを細かく分けることを理想とする。

#### <乾的除染>

- ・水を使用しない除染方法(清拭除染、乾燥砂等による除染、脱衣など)
- ・脱衣により、80%の除染を可能としている
- ・皮膚(毛髪等含む)に剤の付着がない、皮膚の刺激症状がない、着衣間に気体を取り込まれているおそれがある場合は、水的除染の対象とせず脱衣による除染を第一とする。

#### <水的除染>

- ・剤が不明であっても除染の効果が高く、石鹼等を併用するとより効果的である。
- ・皮膚(毛髪等含む)に剤が付着している者を対象とする。
- ・持久性化学剤(V剤、びらん剤等)に汚染された場合は、洗浄が重要となる。
- ・除染方法は大きく分けて、「曝露者が自力で洗浄する方法」と「消防隊員によって洗浄する方法」としている。
- ・除染テントなどの専用の除染設備がない場合には、既存の消防用資機材を活用する。

#### <除染活動要領>

- ・除染ラインの構成は、「歩行不可能(曝露者)、歩行可能(男性:水的、乾的)、歩行可能(女性:水的、乾的)、隊員用」の計6レーン設定することが望ましい。
- ・除染中は脱衣しているため、ジェットヒーターや毛布等を配置して、暖房、保温の必要性を示す。また、既存の建物やマイクロバスを活用して、体調管理に配慮する。

#### <環境除染>

- ・汚染された場所、物件、建物等の除染は、現地調整所における協議により決定する。
- ・5%除染液を散布器に入れ汚染された場所に散布し、剤の上にビニール袋等をかけるなどして拡大防止を図る。

#### <汚水処理>

- ・汚水回収用水槽又は除染に利用した空の防火水槽等に溜める、吸水性土嚢の活用などの方法により、可能な限り汚水を全量回収する。
- ・テロによる災害では、特段の定めがない場合、地方公共団体が、現地関係機関との協議により決定する。

### 【改正案】

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた化学テロ等重大事案への準備・対応に関する研究において、化学テロ等発生時の多数傷病者対応(病院前活動)に関して提言された内容を参考とする。
- 国際的な除染要領の標準化を図るためにまとめられた「PRISM」を参考とする。

※第3回検討会で協議